

野田村育英会奨学生規程

(趣旨)

第1条 本会は、村内出身者の修学を奨励し、人材を養成するため次の各号に該当する者に奨学金を貸付ける。

- (1) 奨学金を望む者又はその保護者が野田村に住所を有する者
- (2) 野田村育英会（以下「育英会」という。）が認める教育施設（別表1）に入学する者又は在学している者
- (3) 学業成績に優れ品行方正である者
- (4) 身体強健である者
- (5) 世帯の総所得年額が育英会で定める収入基準額以下である者

(選考)

第2条 奨学金を受ける者（以下「奨学生」という。）の選考は、役員会で決定する。

(貸付申請)

第3条 奨学生を望む者は、奨学金貸付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて会長へ提出しなければならない。

(貸付額)

第4条 奨学金の貸付額は、別表1のとおりとする。

- 2 前項の貸付けできる期間は、奨学生に採用したときから、その者の在学する学校（学部）の最短就業年限の終期までとする。

(貸付決定)

第5条 会長は、第2条により奨学生を決定した場合は、奨学金貸付決定通知書（様式第4号）により奨学生へ通知する。

- 2 奨学生の決定を受けた者は、保証人を立て、速やかに誓約書（様式第5号）を会長へ提出しなければならない。
- 3 保証人が死亡したときは、新たに保証人を立て、誓約書を会長へ提出しなければならない。

(届出)

第6条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、奨学生等異動届（様式第11号）により、その旨を会長に届け出なければな

らない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 保証人を変更するとき
- (4) 本人又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったとき
- (5) その他異動があったとき

(辞退)

第7条 奨学生が、奨学金の貸付けを辞退しようとするときは、奨学金辞退届（様式第12号）を会長に提出しなければならない。

(差し止め)

第8条 奨学生が、次に該当すると認められる場合は、役員会に諮り、貸付けを差し止めるものとする。

- (1) 病気などのため引き続き3か月以上欠席又は休学するとき
- (2) 怠慢、放銃又は学業不振のため卒業見込みのないとき
- (3) 本規程に違反したとき

(返納)

第9条 奨学生が、学校から退学を命じられたとき又は前条により貸付けを差し止められたときは、既に貸付けした金額の全部を即時返納させるものとする。ただし、即時返納できない事情があると認められるときは、分納させることができる。

(貸付終了)

第10条 奨学金貸付期間が終了したときは、奨学生は、現況届（様式第6号）、奨学金借用証書（様式第7号）及び奨学金返還計画書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項による届出を受けた場合は、関係書類を審査し、奨学金返還通知書（様式第9号）及び奨学金返還内訳書（様式第10号）により返還させる金額及び期間等を通知するものとする。

(返還)

第11条 奨学生は、貸付けが終了した翌月から1年を経過した後、貸付期間の2倍に相当する期間以内に貸付けを受けた奨学金を返還するものと

する。

- 2 返還は年賦、半年賦、月賦及びその他の割賦の方法によるものとする。
(返還猶予)

第12条 奨学生であった者が、返還が困難となった場合は、奨学金返還猶予申請書(様式第13号)を会長へ提出するものとする。

- 2 前項により申請書の提出を受けた場合は、役員会に諮り、次の各号の一つに該当すると認める場合は、奨学金の返還を猶予することができる。
 - (1) 災害又は傷病によって返還が困難なとき
 - (2) 生活保護法による生活保護を受けているとき
 - (3) その他、真にやむを得ない事由によって、返還が著しく困難となったとき

(返還免除)

第13条 奨学生又は奨学金の貸付けが終了した者(以下「奨学生であった者」という。)が、次の各号の一つに該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

- (1) 死亡又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったとき
- (2) 平成29年4月1日以降に返還開始する者で、下記の条件を満たしているとき
 - ア 野田村に住所を有し、居住している者
 - イ 奨学生であった者及びその同一世帯の者が村税及び村の公共料金を滞納していない者
 - ウ 育英会が認める教育施設を卒業し、就業又は起業している者
 - エ 野田村において、保育士、看護師(准看護師)、介護職員として勤務している者
- (3) その他、本人の届出により会長が必要と認めたとき

(返還免除額)

第14条 前条第2号による返還免除額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第2号アからウの条件を満たす者は、当該返還年度に返還すべき奨学金の額の2分の1の額

(2) 前条第2号の全ての条件を満たす者は、当該返還年度に返還すべき奨学金の全部

(返還免除申請)

第15条 奨学生であった者が第13条の規定により返還免除を受ける場合は、奨学金返還免除申請書(様式第14号)に関係書類を添付し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、奨学金返還免除申請書の提出を受けた場合は、関係書類等を審査し、返還の免除を決定したときは、奨学金返還免除決定通知書(様式第15号)及び奨学金返還内訳書(様式第10号)により通知するものとする。

(返還免除者の確認)

第16条 会長は、返還免除者の現況を把握するため、現況届(様式第6号)及び収入課税状況等調査への同意書(様式第3号)を提出させるものとする。

2 返還免除の決定を受けた者が、第13条第2号に規定する条件を満たさなくなった場合で、既に返還免除を受けた期間がある場合は、その期間に係る免除相当額を一括して即時納付しなければならない。

また、条件を満たさなくなった日以降については、奨学金返還計画書(様式第8号)に基づいて返還しなければならない。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年5月19日から施行する。

この規程は、平成25年5月30日から施行する。

この規程は、平成29年3月2日から施行する。

別表 1 (第 1・4 条関係)

野田村育英会が認める教育施設	貸付額 (月額)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専修学校 (専門課程) 	20,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師助産師看護師法に規定する保健師、助産師、看護師を養成するための学校 ・ 短期大学 ・ 大学 ・ 大学院 	30,000 円